

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」の答申

(令和4年1月31日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23697.html

(厚生労働省発表文を編集したものです。)

厚生労働大臣は、令和4年1月31日に、労働政策審議会（会長 清家 篤 日本私立学校振興・共済事業団理事長、慶應義塾学事顧問）に対し、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行い、この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 城内 博（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長）で審議が行われ、本日、同審議会より妥当であるとの答申がありました。

本政令及び省令改正案は、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月19日公表。以下「報告書」という）において、化学物質による労働災害を防止するために必要な規制のあり方が提示されたことを受け、当該報告書の一部に基づき、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則等における規定について、見直しを行うものです。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、関係政省令の改正作業を進めます。また、報告書において見直すこととされたその他事項についても関係省令等の改正について検討を進めます。

本政令・省令改正案のポイント

（[【別添5】 政令案等概要](#)をご覧ください。）

1. 請負人の労働者の労働災害を防止するため注文者が必要な措置を講じなければならない対象設備の範囲に、労働安全衛生法（以下「法」という。）第57条の2の対象である通知対象物（労働者に危険・健康障害を生じるおそれのある物質）の製造・取扱設備を追加。
2. 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に「食料品製造業」「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」を追加。※食料品製造業のうち、うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業は既に職長教育の対象となっている。
3. 化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する場合に名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加（234物質）。加えて、当該234物質の裾切値（製剤（混合物）中の対象物質の含有量（重量%）がその値未満の場合、名称等の表示・通知の対象とならない値）を設定。
4. 令和5年4月1日に施行（3については、令和6年4月1日に施行）。ただし、1で新たに措置の対象となる設備に係る法第31条の2に規定する作業に係る仕事であって、施行の日前に請負契約が締結されたものについては、令和5年9月30日までの間、同条の規定は適用しないこととする。また、3で追加する化学物質について、施行の日において現に存するものについては、

令和7年3月31日までの間、名称等の表示義務に係る法第57条第1項の規定を適用しないこととする。

【別添1】 [政令案諮問文](#)（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱）

【別添2】 [省令案諮問文](#)（労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案要綱）

【別添3】 [政令案答申文](#)

【別添4】 [省令案答申文](#)

【別添5】 [政令案等概要](#)

骨子は次のとおりです。

1. 改正の趣旨

2. 改正の概要、施行時期

(1) 請負人の労働者の労働災害を防止するため注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

施行：令和5年4月1日

ただし、2.(1)で新たに措置の対象となる設備に係る法第31条の2に規定する作業に係る仕事であって、令改正の施行の日前に請負契約が締結されたものについては、令和5年9月30日までの間、同条の規定は適用しないこととする。

(2) 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

施行：令和5年4月1日

(3) 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加

施行：令和6年4月1日

ただし、2.(3)で今回追加する化学物質について、令改正の施行の日において現に存するものについては、令和7年3月31日までの間、名称等の表示義務に係る法第57条第1項の規定を適用しないこととする。

(参考：関係法令)

労働安全衛生法

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=74001000&dataType=0&pageNo=2

第31条の2 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について、当該仕事に係る請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(表示等)

第57条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康

障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器)に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ イからハまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

2 前項の政令で定める物又は前条第一項の物を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

(文書の交付等)

第 57 条の2 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物(以下この条及び次条第一項において「通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項(前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。)を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

一 名称

二 成分及びその含有量

三 物理的及び化学的性質

四 人体に及ぼす作用

五 貯蔵又は取扱い上の注意

六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、前二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(第 57 条第 1 項の政令で定める物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等)

第 57 条の 3 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第 57 条第 1 項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

2 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

3 厚生労働大臣は、第 28 条第 1 項及び第 3 項に定めるもののほか、前 2 項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

法第 60 条 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなつた職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。

二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの